

# エデュケーションパック購入可能なお客様リスト

本リストは2009年3月2日以降の適用となります。

	適用対象となりうる機関	備考
学校	小学校	旧・盲学校(もうがっこう)、旧・聾学校(ろうがっこう)、旧・養護学校(ようごがっこう)は、2007年4月1日より、学校種が「特別支援学校」となりました。
	中学校	
	高等学校	
	特別支援学校	
幼稚園・保育園等	幼稚園	
	保育園・保育所	

小中学校について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称に「小中学校」とある場合も、小学校分、中学校分として2校分を購入していただく必要があります。</li> <li>・1校分のみ購入する場合、小学校名義で利用するのか中学校名義で利用するのかを明確にしてください。</li> <li>・小中学校名義で購入することはできません。また、教育委員会取りまとめで購入する場合、小中学校は2校としてリストにそれぞれ記載させていただきます。</li> </ul>	
中高一貫校について ※中高一貫教育校には3種類あります。エデュケーションパックの購入方法は以下の通りになります。	中等教育学校： ⇒1学校として、1パッケージのご購入となります。	中等教育学校 ア) 学校教育法を改正し、中高一貫教育の実施を目的とする新しい学校種として、中等教育学校を設け、その目的、目標、修業年限、前期課程と後期課程の区分等について規定している。 イ) 中等教育学校の教育課程の基準は、基本的には、前期課程は中学校の学習指導要領が、後期課程は高等学校の学習指導要領がそれぞれ準用されるが、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができること、前期課程と後期課程の指導内容の一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例を設けている。 ウ) 中等教育学校への入学については、設置者の定めるところにより校長がこれを許可する。この場合、公立の中等教育学校においては、受験競争の低年齢化を招くことがないよう学力検査を行わないこととしている。
	併設型の中学校・高等学校： ⇒中学校、高等学校それぞれに1パッケージずつ購入していただきます。システムを共有している場合でも、2パッケージご購入いただきます。	併設型中学校・併設型高等学校 ア) 学校教育法を改正し、中等教育学校に準じて、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校において中高一貫教育を行うことができることを規定している。 イ) 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準は、中学校の学習指導要領及び高等学校の学習指導要領がそれぞれ適用されるが、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が設けられている。 ウ) 併設型中学校への入学については、設置者の定めるところにより、校長がこれを許可する。この場合、公立の併設型中学校においては、中等教育学校と同様に、学力検査を行わない。また、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜を行わないこととされている。
	連携型の中学校・高校： ⇒中学校、高等学校それぞれに1パッケージずつ購入していただきます。システムを共有している場合でも、2パッケージご購入いただきます。	連携型中学校・連携型高等学校 ア) 学校教育法施行規則を改正し、中学校及び高等学校においては、高等学校又は中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができることも、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施することを規定している。また、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例を設けている。 イ) 連携型高等学校における入学者選抜は、設置者間の協議に基づき編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
学校個別契約で購入する場合の注意事項	1)「エデュケーションパック」は、1学校1パッケージの購入となります。 2)契約名義には必ず、上記の学校名または幼稚園・保育園の名前が必要です。学校法人名義のみで購入することはできません。 3)専門学校、高等専門学校、大学、短期大学は購入可能対象外となります。 4)教育委員会できりまとめで購入する場合も、契約名義には学校名が必要です。	
教育委員会取りまとめ購入する場合の注意事項	1)「エデュケーションパック」は、1教育委員会できりまとめになる学校数分の購入となります。 2)契約名義は必ず、自治体の教育委員会の名前が必要です。学校法人名義で購入することはできません。 3)取りまとめ購入の場合、使用許諾契約書への事前同意および使用する教育機関のリストの提出が必要です。 4)専門学校、高等専門学校、大学、短期大学は購入可能対象外となります。 5)教育委員会の管轄内であれば幼稚園も取りまとめ購入可能です。	